

## 税制調査会

## 小倉会長に直訴

52年付加価値税導入で

貴税制調査会におかれましては  
五一年度以降の税制のあり方について、高い立場でご検討のことと  
押察いたします。  
本連盟は、二、〇〇〇有余の青年税理士によって組織されている  
全国的規模の税理士団体であります。

我々全国青年税理士連盟は、過去三回にわたり視察団を送り、ヨーロッパ諸国における税制、特に付加価値税の現状をつぶさに視察して、付加価値税のもつ潜在的欠陥である逆進性、物価問題、中小企業に与える影響等について調査

税制調査会  
会長 小倉 武一殿

## 『付加価値税に関する要望書』

全国青年税理士連盟  
会長 湖東京至第一シルバービル五〇一  
東京都渋谷区千駄谷五—二〇—一一

昭和五十二年一月

全国青年税理士連盟  
連盟本部 第1シルバービル5F 501号  
電話 03(356)29166  
発行 湖集人 東人 村建靖  
会編長 広報部長



し、また多くの人々とじかに接して、国民生活にどのような影響を与える、どのように受けとめられているか、膚で接することができま  
る。

昭和三九年三月、貴税制調査会に提出された国税局の資料によると、所得税の全く課税されない人たちが多額の間接税を負担している事実が明らかとなっている。すなわち、昭和三五年分の所得税納税世帯一〇八五万世帯が負担している間接税は三、四一九億円であるのに対し、所得税の課税されない低所得世帯一、二一八万世帯が負担した間接税総額は二、四六八億円に達している。これは、間接税総額の約四二%を、課税所得のない低所得者層が負担している事

した。  
これらヨーロッパ諸国における経験と、我々の視察団の得た貴重な資料をもとに本意見書を作成しました。  
貴調査会におかれましては、本意見書の趣旨をおくみとり下さいまして、付加価値税の導入には慎重の上にも慎重を期し、現時点では不適切であることを、ご明示いただきたいと存じます。

一、付加価値税は、著しい大衆課税となり、逆進性の強い税である。

一般に、間接税は所得の多寡にかかわらず課税される税であるため、大衆課税となるといわれている。

貴調査会においては、「わが国においては、所得税が重いだけでなく、間接税の負担もまた重い」ということ、さらに直接税とともに所得税の減税だけでは、低所得者の負担が相当重いまま放置され、バランスのとれ

実を示しているのである。しかも同資料によれば、所得税課税世帯の総所得額に占める間接税負担率は五・〇八%であるのに對し、所得税を課されない世帯の総所得額に占める間接税負担率は九・二五%と著しく高負担となっている。

このように、間接税は大衆課税であるばかりではなく、逆進性の強い税であるということが、貴調査会においては、間接税の負担率は九・二五%と著しく高負担となっている。

貴調査会においては、「わが国においては、所得税が重いだけでなく、間接税の負担もまた重い」ということ、さらには、低所得者の負担が相当重いまま放置され、バランスのとれ

ヨーロッパも逆進性で四苦八苦

た税体系を考える場合に問題がある」として、逆進性の強い間接税を手直しすべく答申されているのである。

しかし、間接税の抜本的改正はその後行なわれておらず、むしろ大衆課題として強化されつゝある上に、さらに一般消費税としての付加価値税を導入することは、国民とともに低所得者層に著しい負担を強いることになる。

## 二、付加価値税の導入は物価上昇・インフレを増長する

付加価値税の導入が確実に物価上昇を招くことは理論的にも又 E・C 諸国の先例でも既に明らかである。賛成論者は「物価が上がるといつても唯一回、付加価値税の分だけあがるだけではないか」といふが、アメリカ大統領経済諮問委員会のスタイン(Herbert Stein)氏などは「物価騰貴が賃金の引上げをともなうならば、付加価値税が價格に与える効果は一回かぎりの衝撃ではならない」という意見を述べている。

又、この物価の高い日本で、税金分だけ物価が上がるということだけでも由々しき事態であります。もともと E・C 諸国では付加価

# 付加価値税大歓迎の大企業

税等で、付加価値税と同種の間接税が存在しており、付加価値税はこの種の間接税を整理する意味で導入されたもので、決して増税が目的でなされたのではない。それにも拘わらず、それぞれの国々で、いちじるしい物価上昇を招いている。

例えば、オランダでは旧引高税の九%から付加価値税の十二%へ移行(一九六九年)し、その差額三%であるのに三カ月間で五%の物価上昇となり、政府の物価凍結令にも拘わらず、一九六九年には対前年比七・五%の高騰となつた。

また、ベルギーでは家賃には付加価値税が課税されないにもかかわらず、建築費に含まれる税がはねかえって家賃の高騰がいちじるしかった。

これは付加価値税の導入を契機として、端数切上げや便乗値上げがさかんに行なわれる

ことを示している。

現在の不況下、大企業は價格改訂により企業利益の確保を狙つており、付加価値税を導入すれば、このように企業の便乗値上げや買占めがおこるようだ。

値税導入以前に何等かの形、売上税等で、付加価値税と同種の間接税が存在しており、付加価値税はこの種の間接税を整理する意味で導入されたもので、決して増税が目的でなされたのではない。それにも拘わらず、それぞれの国々で、いちじるしい物価上昇を招いている。

こり、国民は深刻なインフレに見舞われ、さらに犠牲を強いられることとなる。

## 三、付加価値税は大企業優遇税制である

経団連などの大企業家団体は、

付加価値税導入について賛成の意を表示を行なっているといわれている。それは次の四つの理由から

付加価値税が大企業にとって、それがほどの負担増とならないからである。

ます第一は、付加価値税は最終的に消費者に転嫁する仕組みであるために、この税を導入することによって、国民の租税負担率は高まるが、企業はこれを負担しない。

いいかえると、企業課税を免れながら国民の租税負担率を歐米の企業優遇税制を維持できるといふものである。

第二は、付加価値税の導入によって物価が上昇し、国民の購買力は相対的に低下するために、売上高が減少する。

これは中小企業製品の利潤率の低下をもたらすことになるが、

大企業製品は寡占による市場占有率が高いので、税の転嫁は完全に行なわれ、なおかつ中小企業製品との間に、ますます完全な競争

は一兆数千億円の戻し税が輸出関連企業に戻されることになる。

我が国の輸出の中心は、鉄鋼、自動車、造船等で全輸出の四〇%近くが占められている。その他の商品についても、大手商社によつて輸出が行なわれているので、輸出戻し税はこれら大商社に對して行なわれる事になる。

第四は、投資財即時総額控除による税額の還付が行なわれることである。これは、設備投資等において設備投資等を行なった場合、当該設備等の購入費に含まれる付加価値税額を納付税額に充当し、なお残があれば還付するというものである。経済企画庁が発表した昭和五十年の民間企業設備は、約二十二兆円と推定されているが、付加価値税の還付が行なわれることである。



力の差がもたらされるであろう。

第三には、E・C 諸国で実施されている輸出戻し税制度によつて、前段階で納付されている付加価値税額の還付が行なわれることである。

E・C 諸国においては、この輸出戻し税制度によつて、ガソリンの規定期定上認められている内国消費税の還付が、企業の国際競争力を高めている。

わが国の場合、昭和四九年度の輸出実績は五五五億ドル(約一兆四千円)にのぼっているので、この輸出商品に含まれる付加価値税が還付されるとすれば、実施段階で

## 四、中小零細業者に与える影響

我が国の経済構造は、多数の中小零細業者が全国的に広がりの中、基礎的構造をささえているだけに付加価値税がこれら中小零細

業者に与える影響は量・質ともに大きいといえる。

① 転嫁の不完全性は、中小零細業者の経営を圧迫する。  
付加価値税の転嫁は、理論上は逆転しつつ、最終消費者に負担されることになっている。しかし、需給関係や取引の力関係によって決定されていく経済取引の中ではより弱い業者はより強い業者に転嫁すべき税部分が、売買利益の中に組入れられてしまう傾向がでてくる。このことは業者間の流通段階でも生じるであろう、最終消費者への販売競争の段階でも生ずる。中小業者の取扱う販売商品が大企業の販売価格に比べ、利益率の低い現状を考えた時、その影響は中小零細業者の経営を圧迫することになる。

② 売掛取引の長期化により、付加価値税の立替払いを強いられる信用取引の長期化により、売上代金の回収までの期間、売掛商品に対する納付付加価値税の立替払いが生じる。この結果、資金的に弱い立場にある中小零細業者は、付加価値税部分の資金調達をしなければならなくなる。

③ 付加価値税の記帳義務は、事務量の増大と事務費の負担を強いられる。

付加価値税は売上・仕入の税額を完全に記帳し、短期間に申告、納付をするために新たに付加価値税の記帳義務が強いることに

なる。中小零細業者は現在でも事務管理には、大変な労力を費している現状である。これに加えて付加価値税の記帳整理・申告納付は量的にも大きいことから、これに要する事務量の増加は、このための人件費等

で付加価値税の記帳整理・申告納付は量的にも大きいことから、これに要する事務量の増加は、このための人件費等

事務量の増加となつて中小零細業者の経営を圧迫することになる。

ヨーロッパ諸国でも付加価値税は中小零細業者を圧迫しており、零細な商工業者が付加価値税によってもたらせる苦悩は想像以上であった。とくに実施直後のオーストリ

ー、イタリア、イギリスにおいて整理倒産店じまいがそこそこに見られた。

## 中小企業は泣く泣く自己負担

ため利益の減少をもたらすためである。

年間売上の少ない零細業者については、免税業者の特例制度があるが、この制度を利用すると仕入時の付加価値税は、前段階税額控除は出来ないで、業者の負担となり利益を圧迫する。また

免税業者が次の取引業者に販売する時は、免税業者からの仕入は前段階税額控除ができるため不利になる。これらのこととは、免税業者の返上をするものが増えつつある状況からもうかがい知ることが出来る。

### 五、付加価値税の導入は、わが國税体系の改悪である

わが国の歳入に占める間接税の割合は、昭和三十一年度に四四・九%であったものが、四九年度では二十六%、五十一年度予算では二六・五%と大きくなっている。この事実

が国でも直接税收入、とりわけ法人税収入が激減しているという。この不足財源を補うために、新たな租税として付加価値税を導入するということは課税庁としての

導入は、国民経済全般に多大の影響を与えるばかりではなく、逆進性の強化など、新たな矛盾を生みだすことになる。そこで、いわゆる財源の問題については、次の二点から検討されるべきである。

たとえば、ここ十年余にわたつて国民から批判をうけている大企業の特權的減免税に道をひらいている特別償却や各種の引当金、準備金、さらに、国民の貯蓄意欲と

本的見直しを行なうべきである。

まず第一は、現行租税制度の根柢を無視して単純に比較することは無理であると思われる。

現行の税体系を大きく変革する場合には、直接税、間接税の個々の税目のもつ性格や、その経済効果をあらゆる面にわたって吟味し、充分な必要性が見出され、か

れども重視すべきことは、課税公平の原則であり、直接税、特に所得

税中心の税制は、この租税原則に最も適しており、現在のわが国の正という理由だけで付加価値税を導入することにより変更すること

は、是正ではなく改悪である。

第二は、財政支出について合理化、効率化をはかるべきである。

国家財政の規模は、毎年拡大の一途をたどっているが、前年支出に比準した予算要求が各省庁から提出されているのが常である。この

出されているのが常である。

第三は、財政支出について合理

化、効率化をはかるべきである。その結果、非能率的な事務経費の節減はもとより、実効性の少ない事業費の取りやめ、各種補助金の整理、各省庁の機構の抜本的合理化などを実現するべきである。

これらの努力なくして安易に付

加価値税の導入を行なうことは國民の合意を得ないところである。

ため利益の減少をもたらすためである。

わが国の歳入に占める間接税の割合は、昭和三十一年度に四四・九%であったものが、四九年度では二十六%、五十一年度予算では二六・五%と大きくなっている。この事実

が国でも直接税收入、とりわけ法人税収入が激減しているという。この不足財源を補うために、新たな租税として付加価値税を導入するということは課税庁としての

# 主 張

日税連は一月二十三日の正副会長会で「公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則(案)」を検討し、二月十九日、二十日の常務理事会、理事会にて同規則を審議し、三月臨時総会を招集して同規則を作成する方針の様である。同規則は本文十二条と附則より成っている。

疑問点を摘出し、問題提起をしたい。(税理士界二月十日号)

(1) 第二条で「公益団体等」とは商工会、商工會議所、法人会、青年会、日税協、これらに準ずるもの

という非常に広範囲を指導対象にしている。

一昨年秋の商工会、商工會議所の顧問税理士制度ですらアップアップしている状態で、なお且つその範囲を広げ様としている。「公益団体等」という文字は全ての公益団体であり、日税連が指定するものはすべて含まれるという危険をはらんでいる。

(2) 第四条の「税理士派遣契約の締結」には派遣税理士の業務内容が全く記載されていない。

(4) 附則①に五十一一年四月一日から

書の作成をするのか、全く不明である。

第七条の「派遣税理士に対する業務の委嘱」にも税理士派遣契約に定められた業務となつていて、定められた業務が明確でない。

(3) 第十一条「単独契約の禁止」は会員はこの規則の定めるところによらないで、公益団体等からの業務に関する委嘱を受けてはならない。これに違反した者は会則五十四条第一項、第二項又は第五十五条第二項の規定で罰するとい

施行し、その期間は、当分の間とする。となっている。

この規則問題が出てから三ヶ月くらいの間に、規則を強行制定しようとしている。

この様な重大なる問題を日税連の一部の執行部によって一方的に、税理士法改正の基本要綱に逆流する規則を作る意図が單なる五年の政府予算がとられたから、関信、東北単位会の地域的な現実問題がある(規則制定の趣

年より「専門相談員」という制度で予算をとつてやること。

しかし、「商工会等の顧問税理士制度」では、予算はとつたが、会員の反対にあって、東京、名古屋、大阪等大都市では、実際にはこの制度を実施することはできなかつた。

以上、「公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則(案)」の問題点を指摘したわけであるが小規模事業者、国家が救済すべき性質のものであり、税理士会はこれを行つておらず、税理士が社会正義の意味あいで行つている。しかし、官僚を得て仕事をする。小規模事業者は、国家が救済すべき性質のものであり、税理士会はこれを行つておらず、税理士が社会正義の意

べきなのか、税理士会がやるべきなのか。

いずれも明確にすることが肝要である。因みに、西ドイツ連邦税理士会では、資本主義経済においては税理士は自由職業人であり報酬を得て仕事をする。小規模事業者は、国家が救済すべき性質のものであり、税理士会はこれを行つておらず、税理士が社会正義の意

## 第一の顧問税理士制度出現す!!

うものである。

会則で罰則規定を設けるのが通常で、規則に罰則規定を作り、会則違反で、取締るということは法

として成たたないのではないかと

いう疑点が残る。

しかも、会員の身分を拘束する罰則規定である。

契約は双方の合意によっての自由契約が大原則である。

この大原則を否定することにもなる。

うものである。

会則で罰則規定を設けるのが通常で、規則に罰則規定を作り、会員の身分を拘束する罰則規定である。

規則適用期間も、当分の間とす

るとなつており、日限をきらないばかりに、税理士制度にとって、マイナスになった三者協定、特別税理士試験制度、臨税、委託相談等、全て体験済のものばかり、法が施行されれば、既得権を云々さ

れてしまつたく守りにまわるだけである。

顧問税理士制度に替つて五十一

年からという理由によつて税理士制度発展の大原則を誤認してはならない。

規則適用期間も、当分の間とす

るとなつており、日限をきらないばかりに、税理士制度にとって、マイナスになった三者協定、特別

税理士試験制度、臨税、委託相談等、全て体験済のものばかり、法が施行されれば、既得権を云々さ

れる年からという理由によつて税理士制度発展の大原則を誤認してはならない。

規則適用期間も、当分の間とす

るとなつており、日限をきらないばかりに、税理士制度にとって、マイナスになった三者協定、特別

税理士試験制度、臨税、委託相談等、全て体験済のものばかり、法が施行されれば、既得権を云々さ

れる年からという理由によつて税理士制度発展の大原則を誤認してはならない。

ある。

ある。

ある。

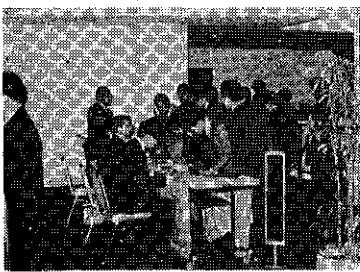
ある。

ある。

しかし、民間団体たとえば、会計士協会、業者団体などが小規模事業者のためになしていいる施策は、全く存在しない。

今回の「公益団体等に対する派遣に関する規制(案)」は会員が總力をあげて展開してきた税理士法改正基本要綱に大きくあと戻りする全く意に反するものである。

税理士制度が混沌として激動するなか、会員各々が大きな怒りをもつて、冷靜、果敢に処し、力強い行動をもつて、税理士制度発展の為に邁進しよう!



受付は大にぎわい

去る十一月十四日、金沢の郵便貯金会館で研究シンポジウムを開催しました。今日は今までと違い、遠く、金沢で行うこととなつたため、宿泊がどうしても必要となり、費用がかさみ、一方国鉄ストが予定されていて、参加者が少ないのでは、と察していましたが、全国各地から九八名の参加があり、文字通り「親睦」と「研議」を得られたことに主催者側として喜んでいた次第です。

また、シンボジュウムを一つの会場で行えば細かい討論ができるのではないかとのことから、分離で行なうこととなつたため、宿泊がどうしても必要となり、費用がかさみ、一方国鉄ストが予定されていて、参加者が少ないのでは、と察していましたが、全国各地から九八名の参加があり、文字通り「親睦」と「研議」を得られたことに主催者側として喜んでいた次第です。

各地から九八名の参加があり、文書通り「親睦」と「研議」を得られたことに主催者側として喜んでいた次第です。



会長挨拶

① 税理士不当解任監用阻止裁判  
② 税理士特別試験違憲訴訟  
③ 業務改善について  
二、商法の第二次改正  
三、税理士法改正をめぐる諸問題について

科会にて討議し、その後で、全体会で報告するという形式をとり分科会は

一、会社法改悪について  
二、業務改善について  
三、税理士法改正をめぐる諸問題について

研究部長 大森英彦

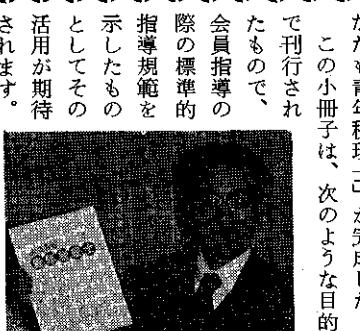
## 「研究シンポジウム報告」

出ている昭和五十二年度から実施されようとしている付加価値税の動きなど、この他にとり上げたいテーマも多々あったのですが、次

の名古屋大会に持ちこすことになりました。

会議においてはヨーロッパ視察団の報告、ならびに分科会報告があり、報告者はその道のオーソリティばかりで、簡潔にして要を得た報告でした。一方こちらも、時間の関係で、質疑応答の時間が充分とれず残念に思っています。

大会後、厚生部の協力を得て、大會後、厚生部の協力を得て、大會後、厚生部の協力を得て、



なお最近、新聞紙上にしばしば間行いましたが、まだまだ時間が足りず、突込み不足との声があります。

今後の検討課題としたいと思つて

ながくて大いに親睦の実があがつ

てきました。

大青税組織部員の手による「あなたも青年税理士」が完成した。この小冊子は、次のような目的で刊行されたもので、会員指導の際の標準的指導規範を示したものとしてその活用が期待されます。

大青税組織部員の手による「あなたも青年税理士」が完成した。この小冊子は、次のような目的で刊行されたものである。

二、既会員においても更にこのマニュアルを見直して、共通の精神的基盤に立っていることを確認し合うことにより、制度問題を組織的に展開する助けとなることを願つてゐる。

今後、検討課題としたいと思つて

ながくて大いに親睦の実があがつ

てきました。

ながくて大いに親睦の実があがつ

# 会社法二次改正の問題点



岩本一志（東京）

行なわれた。今度の意見照会でも計算書類、利益処分の確定は取締役会の権限とする、常務会の法制化等取締役会の権限の拡大策がとられている。執行機関のみの強化は種々の弊害が生ずる。

先ず、司会の岩田会員から今回の会社法改正に関する意見照会の付帯決議の趣旨に基づいてのものといわれるが、実は昭和四十九年七月一日の経団連の「商法改正に関する緊要要望事項」十三項目の大半を受入れてあるものである等の説明があつた後、私が次の報告をした。

昭和二十五年の商法改正で授權資本制度と無額面株式制度の採用昭和三十年の新株引受け権の改正、有利な発行等企業の資金調達の便宜がとられてきた。さらに昭和四十九年の改正では累積投票の排除、転換株式発行権の取締役会付与、中間配当制度採用等株主総会の権限の拡大強化の方向で改正が

行なう。今度の意見照会でも計算書類、利益処分の確定は取締役会の権限とする、常務会の法制化等取締役会の権限の拡大策がとられている。執行機関のみの強化は種々の弊害が生ずる。

昭和四十九年の監査制度改正の際の監査役の選任・解任・報酬・監査費用・任期等その地位の安定には不十分であることからして、監査制度の強化策が再検討されるべきである。

## 一、最低資本金制度と大小会社区分

意見照会の第七条であるが初めに検討する。第七条を前提条件として第一から第五までが構成されているから。最低資本金制度は株式会社という法人格の濫用を防止することを目的とするといわれる。

しかしほとんどの中小会社は、

法人格の濫用をしてないのが現実である。現有株式会社の実態は総数七七万社（49・12・31現在）この内資本金五千万円未満の会社七

万八千社四八・九%である。また大蔵省法人企業統計年報（昭和四四年）によれば、資本金十億円以上の会社は全会社の一八・一%トに満たない、従業員数で十九パーセント、売上高で三三・九パーセントである。

このような中小会社が大多数を占める現実を無視し、また国民経済に占める大企業の地位も従業員数、売上高等からそれ程大きくなないことからして、立法当時の予測と異なるとか、国情を無視して外國では少数であるとかの理由から中小会社を株式会社から排除すべきでない。中小会社の経済活動の役割を直視する必要がある。

有限会社の最低資本金制度も同じ理由から設ける必要はない。

大小会社の区分については、株式会社の規模の実態からして大から小まで様々であるので規模に応じて規制を分化する必要があるかどうかである。

そもそも商法は民法の特別法と

行なう。今度の意見照会でも計算書類、利益処分の確定は取締役会の権限とする。

資本金五千万円以上の会社は二万八千社四八・九%である。また大蔵省法人企業統計年報（昭和四四年）によれば、資本金十億円以上の会社は全会社の一八・一%トに満たない、従業員数で十九パーセント、売上高で三三・九パーセントである。

このように中小会社が大多数を占める現実を無視し、また国民経

済に占める大企業の地位も従業員

数、売上高等からそれ程大きくな

ることからして、立法当時の予

測と異なるとか、国情を無視して外

國では少数であるとかの理由から

中小会社を株式会社から排除すべ

きでない。中小会社の経済活動の

役割を直視する必要がある。

有限会社の最低資本金制度も同

じ理由から設ける必要はない。

大小会社の区分については、株

式会社の規模の実態からして大から小まで様々であるので規模に応

じて規制を分化する必要があるか

どうかである。

そもそも商法は民法の特別法と

して商事に関する基本的事項を規定すべきであり、圧倒的多数を占める中小規模の株式会社を前提とした株式会社法を考える必要がある。

少数の大規模株式会社の規制が必要であるならば別個の法律にて

行なうことよい。

また大小会社の区分は中小会社の大会社への発展性を阻止され、

大会社の経済的優位性維持に利用される可能性がある。さらに税法

上でも二分化される可能性につな

がり、現在でも租税特別措置法等

で、優遇課税が行なわれている大

会社に一層拡大適用されることに

あれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

協定、土地投機、公害問題、株価

算、買い占め、売り惜しみ、価格

操作等が出現したからである。中

小会社の問題でない。規制が必要

であれば、独占禁止法、鉱業法、

大気汚染防止法等の行政取締法の

強化、民法の不法行為責任の無過失責任要件の緩和等によって行なう必要がある。組織法を主体とする株式会社法に行動基準であり、その概念も不明確な社会的責任といふ異質なもの導入は適当でない。

企業の社会的責任が問題となつたのは、大会社の粉飾・逆粉飾決

算、買い占め、売り惜しみ、価格

ある

株主総会が適正に運営されてないのは、主に、公開会社であり、

多數株式会社では、実質的に株主の総意によつて適正に運営されてゐる。日本の上場会社の株主総会の所要時間に關し、商事法務研究会のアンケート一九六七年によると、六二五社中七七パーセントの会社が二九分以内で総会を終了しておる。全くおどろくべきことである。

大会社の総会運営適正化は、経営者自身の総会屋排除意思によつて解決する問題である。

また使用者兼務役員は、取締役として力量を十分に発揮できないから兼務禁止にしたらとのことであるが、多数の株式会社は取締役職務すなわち業務執行の意思決定時間は少なく、使用者職務が多い。従って使用者兼務を禁止すべきでない。特に税法上使用者職務に対応する賞与の損金算入が認められるので、禁止されれば、多くの中小会社は過重な税負担となる。

社外重役制度は、社内取締役のチェック機能が出現し望ましい面もあるが、監査役の業務監査権との関係が不明確になる。中小会社は社外重役を求めることが困難である等からして導入を慎重に考え

#### 四、株式制度

額面株式の最低金額の制限撤廃は、無額面株式化であり経営成績不良な企業に取締役会で増資を可能にし、大衆資金の安易な調達を許し、大衆投資家の損害の危険性を増大させる。中小会社は額面株式のみで十分である。

額面株式及び無額面株式の相互  
転換は、現行法どうりでよい。現  
行法の解釈でも額面株を出してい  
る会社が無額面株式を無償で出せ

株式の単位は、新設会社で最低五〇〇円であり、上限はないもので、現行制度でよい、最低金額の強制引上げにより端株主に不利益を与え、零細株主の声が反映されなくなる。単位株制度も単位数に満たない数の株式の議決権が失なわれるので、現行法でよい。

株式の相互保有は資本充実原則に反し、経営者による会社支配を可能にし会社による株価操作に使われる。大会社に特有な問題であり特別法で規制する必要がある。

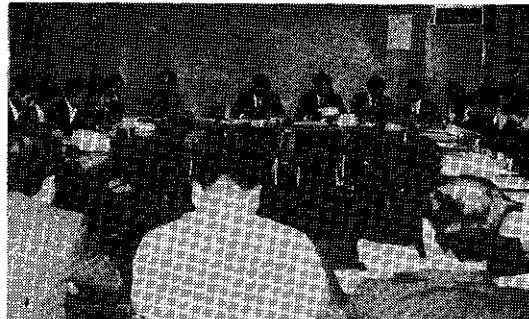
## 五、株式会社の計算公開

統一性原則は現行解釈上認められるが、計算書類規則三条により

注記すれば、違法でなく正当な理由は必ずしも要しない。従つて大企業の逆粉飾決算を合法化する「引当範囲は負債性引当金に限定すべきである。修繕引当金は、種々の利益留保性の引当金が設定され大企業の逆粉飾決算を合法化する。」

金・売買損失準備金等具体的範囲の明定が必要である。

連絡決算制度の導入は、ディスクロージャーや親子会社間の監査制度の強化を目的とするなら、既



六、企業結合・合併・分割

企業結合は大手商社・金融機関等を核に進められている。そこには市場構造の変化から需要者、

一般消費者の利益を害する場合が出現している。利害調整が必要などと現している。大会社の問題であるから特別法で規制する必要がある。合併は現在法でも数多く行なわれている。時代の風潮が形を変え、再編され、自由競争による公正取引が阻害されておる現状では簡単な合併方法を認めるべきでない。

分割は経営の合理化、相手会社の整理・分離独立等種々あるが、最も多い事例が分離独立である。△離独立は不採算部門・新規製品開発の場合に採算性が不明な時新会社

に証券取引法の連結財務諸表の制

社で営業する。これは分割前会社の経営者責任を分割会社に転嫁することになる。

社で営業する。これは分割前会社

1

分割が法定されれば、税法上の特定出資の特例が適用される可能性があり、大会社優遇課税を助長することになる。現行法上も事後設立、財産引受、現物出資等で行なわれているので分割規定は設けないでよいであろう。

また第三次ヨーロッパ税制視察団フランス班の湖東会員より、フランス会社法について、特に経営と監査が分離され、業務監査役会、取締役会、会計監査役会の三権確立が法定されており、会社監査士の選任は株主総会であり、任期は六年等多くの注目すべき報告があつた。

引続き質疑に入り会社法が一部  
大会社のためにのみ機能する可能  
性があり、今後改正の意図をさら  
に究明し、注視する必要があると  
いう意見であった。

ます金沢という名前の由来であ

るが、その昔山羊掘りを職業とする全く無欲な藤五郎という男がおり、ある日鳥を取ろうとして砂金

を投げつけ紛失してしまった。女房から砂金がいかに尊いものか聞かされ、始めてその価値を知った藤五郎はいつも山羊を掘る付近に砂金が無尽蔵に埋っていることに思いあたり驚いた。藤五郎はその砂金を掘り出し、貧しい人々に恵んでやつたとい。この藤五郎が掘り出した砂金を洗った場所が現在兼六園にある「金城靈沢」で金洗いの沢と呼ばれ、それがつまつていつか金沢といわれるようにな

つたという伝説がある。

金沢は戦災に遭っていない。そのため昔の城下町の面影があちこちで見られ、袋小路のよくな所もあり、何か雰囲気としている。市電は四十二年に廃止され、今はバスが狭い道を大手を振って走って

江戸時代と現代社会が同居しており、ちょっとチグハグな感じもする。文化財もかなり保存されており、遠来の観光客も多い。

金沢の生いたちであるが、加賀百万石の城下町・金沢。宝徳元年(一四四九)と文明三年(一四七

一)蓮如上人の巡行により一向宗が大坂の本願寺を攻めた時、加賀の宗徒は群起してこれを助けようとしたが、信長は佐久間盛政によって征伐させ領有を許した。

盛政はその時に柴田勝家の援助を受けて金沢御坊を陥れ、これを自己の居城とし、御山を改めて尾山と称した。その後盛政が脇ヶ嶺の戦いで滅亡すると、豊臣秀吉は天正十一年(一五八三)前田利家に石川、河北の二郡を与えた。

明治四年の廢藩で金沢町、九年石川県第十六区、十一年金沢区を経て二十二年に市制が施行された。維新直後には武士の失業で市が一時的に衰微し、県庁が美川港に移転されたこともあったが漸回復

の信仰が盛んになった。その後守護職の富樫政親が長享二年(一四八八)滅亡してから天正八年(一

五八〇)織田信長の臣佐久間盛政に討たれるまでの約一世紀間、僧侶と土民からなる一向宗徒の統治を受けた。

彼らは犀川と浅野川の間を東から西に伸びている丘陵の突端の一坊または御山御坊と呼び門前町の形が整った。

これが今の金沢城の地で金沢御坊または御山御坊と呼び門前町の天正四年(一五七六)織田信長が大阪の本願寺を攻めた時、加賀が大坂の本願寺を陥れた時、加賀の宗徒は群起してこれを助けようとしたが、信長は佐久間盛政によつて征伐させ領有を許した。

盛政はその時に柴田勝家の援助を受けて金沢御坊を陥れ、これを自己の居城とし、御山を改めて尾山と称した。その後盛政が脇ヶ嶺

の大正十三年以来、数次にわたり隣接町村を編入し、あるいは境界変更した。

現在の金沢市は、面積約五〇〇Km<sup>2</sup>、人口約三十九万。

次に金沢の人とその生活について。金沢の自然はきびしく、十一月下旬から雪が降り十二月下旬から雪が降る。一月から三月中旬まで雪があるのが普通である。人々の忍耐強い性格もこの長い寒い冬からきていているともいわれている。気候の変化と共に地形もまた変化に富んでいる。市の中心部を抜んで犀川と浅野川の二大河川が北西に向つて殆んど平行して流れ、有名な春林坊、片町は二大河川に挟まれた形になっている。

特に丸の内にある金沢城は現在は金沢大学として新校舎が立並び二大河川の丁度中央に位置して旧金沢市全域を見下ろすようになってゐる。

犀川で育った作家室生犀星を始め、泉鏡花、徳田秋声などもこの地で生まれた。加賀友禪、九谷焼、桐工芸、毛針、仏壇、萬絵などの美術工芸品なども金沢の特色である。毎年六月十三、十四日に百万石まつりがあり、馬にまたがつた前田利家を先頭に当時の人々が市

の当時の氣質と器量を受け継いだ金沢の女性は加賀美人として定評がある。

観光といえば、まず日本三名園の一つとして有名な兼六園。小雨降る公園にも肩組むアベックの散策が絶えない。うらめしく横目でいらみながら通り過ぎる。中央にある謹ヶ池には白鳥が寒々として泳いでいた。園内の木々にはもう名物雪吊りも整っている。昨年十一月最後の日曜日。雪吊りは一本の樹に百五十本から二百本、多いものでは三百数十本にも及ぶ繩が樹木を囲むようにして張られる。

雪に備えるこの作業も兼六園の名物である。

妙立寺。これは俗に忍者寺の名で呼ばれている。前田家ではまさかの場合、ここを最後の拠点とするため、高層物見櫓つきで多くの階段と隠れ部屋、逃げ穴を持つ不思議な寺を作った。

金沢市郊外の湯涌温泉に江戸村がある。

ここには江戸時代の上級武家屋敷、宿場の本陣、町家をはじめ各種資料が公開されている。

(注) 写真は雪吊り  
(昭和四十二年一月、郵便切手の图案にもなった)